

第99回 訪問介護事業者連絡会 世話人会 議事録

日 時：平成28年10月13日(木) 19:00~21:00

場 所：デイサロンえりー

出席者：神田・岸本・桜井・平原・安本・山川

オブザーバー：樽井氏・宮本氏 書記：桜井 欠席者：渡

1) 高齢者いきいき課からのお知らせ：宮本氏

① 市内訪問介護事業者より報告があり。

外出介助の際に利用者が200万振り込もうとされていた。警察に連絡し、詐欺を未然に防げた。

詐欺未遂後に、再ターゲットにされる可能性が大きい。一度被害にあいそうになった方は、特に注意してほしいとの警察からの話があった。

現場のヘルパーさんへの注意喚起をお願いしたい。

例「この前対応した警察官」を名乗り、再度詐欺を仕掛けてくる可能性がある。

「サロンエリー」でも同様のケースがあった。電話番号を変更して対応したとの事。

② 市で3級ヘルパーの要綱が必要。樽井氏の資料があり、貸し出す。

③ 総合事業の「緩和した基準のサービス」を受ける事業者として、どの程度の報酬が必要か？変動費・固定費の割合を知りたい。参考程度でお尋ねしたい。

(藤沢市の報酬程度で可能かどうか？次回具体的な藤沢市の数値をお知らせする。)

・移動費・交通費等を含むと現在の生活援助1時間で支払う費用は1,800円位。(時給としては最低でも1,200円位と予測され、ヘルパーの資格の有無に関わらず1,000円では求人は見込めないと思う)保険料も加算して支払っている。近隣のヘルパーさんを雇い入れる事で、固定費の削減が図れる。鎌倉市は近場の就労者が少ない。

・最低賃金が現在930円。将来的にも上昇傾向にある。その中で報酬単価が下がっていく現状では、生活援助は、介護保険を使用しない方向になり、事業者は仕事を受けることができなくなっていくのではないかと？

家政婦の問い合わせが増えている。

④ 負担割合の件(今年の8月で負担割合が変更になった方があった。)安本質問

A;ご本人の収入のみで試算している。年金収入が280万以上の方が2割負担になる。

但し65歳以上同世帯の方の収入の合計が343万円を下回ると1割負担になる。

負担割合をしっかりと確認していくことが必要。変更になった方は全体の3%程度。

遡って変更になる事があるので、十分注意する。確定申告をしていない事で2割になる事がある。(控除の未申請等)

⑤ ヘルパー私有車で、利用者駐車場にて破損事故。ヘルパー障害保険では、保証されない。

ヘルパー私有車での事故は、「基本的に、会社では保証しない」との契約が最初に必要。私有車の保険・保障も移動費等に上乗せしている。

私有車を使用してもらいたいが、維持費等がかかる。私有車使用が必然となっている。

2) 「へるばあの部屋」更新状況について：平原

- 10/11 第98回の議事録がアップされた。

3) 「へるばあの茶の間」について：研修担当 桜井・山川

- 協力事業者2社あり。

協力事業者と打ち合わせをしていく。その際内容が変化する事もある。

①暮らしいきいきサポートの会・・・平井様 ②ゆずクラブ・・・森様

他事業者も当日勉強会への参加希望あり。

- 内容は基礎的な事に絞った。1時間程度。10～15人程度を想定。現場のヘルパーさん対象。
 - ① お茶でとろみを体験する・・・とろみのつけ方・濃度の違いを体験する
 - ② おかゆの濃度を体験する・・・3・5・7分粥 を実際に炊き濃度を試食する
 - ③ とろみを使用せずに、「つなぎ」で食べやすくなる簡単な調理。
長芋・オクラ・梅干し・おかかの和え物・お豆腐・イモ類・葉物の白和え風
- 資料等の印刷物は、支援機構事務局へ依頼
- 参加費用は、100円/人。領収書を発行する。
「訪問介護事業者連絡会」個人のサイン又は印（今回は、「桜井」の押印）
- 「お知らせ文」を作成し、メーリングリストで推敲する。次回の日程・場所も掲載する。

第1回・・・夢はこべ ; 11/19 (土) 10:00～11:00

第2回・・・サロンエリー ; 12/10 (土) 14:00～15:00

第3回・・・医師会 ; 1月 (桜井より渡さんへ連絡し日程調整)

「お知らせ文」全事業所へ、世話人分担にてFAX送付する。

- 第2回・第3回も同内容で実施。
- 表題「身近な地域でヘルパー合同勉強会」
サブタイトル・・・～飲み込みやすい調理方法を一緒に体験しよう～（仮題）
- 第1回目は山川・桜井で準備。他世話人は出席のみで。※市の宮本さんも出席予定

4) 鎌倉市在宅介護事業者連絡会より：安本

- 11月14日(月) 訪問看護・介護合同研修会決定
- 「お知らせ文」発送について再度 訪問看護 榛葉さんと打ち合わせをし、メーリングリストで「お知らせ文」の推敲、確定する。
 - ①支援機構事務局に送付を依頼する。10/21(金)の一斉送付依頼。
10/20までに事務局へ原稿添付。出席者名簿作成を依頼。
 - ②11/7(月)まで出欠席の返信の締め

5) その他

労働条件に関する調査の件 岸本 (他事業所にも9月に調査あり。)

- 藤沢労働基準監督署の調査が9/28に入った。9/5に書面郵送でお知らせあり。
- 台帳・名簿等持参し、特に下記の内容を精査された。
 - ①最低賃金(10月～930円/1h)以上支払っているか
 - ②移動費、移動交通費を支払っているか
 - ③雇用契約書に正しく勤務条件を提起して、契約しているか
 - ④36協定を提出しているか、残業の取り決めをしているか。
残業手当の未払いがないか
 - ⑤社会保険の加入、健康診断の実施状況について

※現在 全介護事業所を調査していると労基の担当者より話があった。

- 忘年会の件 11月26日(土)に開催予定
15名ほどの参加予定。会場手配・お知らせ文の作成、送付を担当が行う

次回 第100回 世話人会 平成28年11月10日 木曜日

時間：19:00～20:30

場所：福祉センター 地区社協活動室

書記：平原・山川